

19 我が国の学校給食年表

年	月	内 容
明治22年		山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で仏教各宗派連合により学校給食が実施される。
大正12年	10月	文部次官通牒「小学校児童の衛生に関する件」において、児童の栄養改善のため学校給食が奨励される。
昭和 7年	9月	文部省訓令「学校給食臨時施設方法」が定められ、国庫補助による貧困児童救済のための学校給食が実施される。
昭和19年		6大都市の小学校児童約200万人に対し、米、みそ等を特別配給して学校給食が実施される。
昭和21年	12月	「学校給食実施の普及奨励について」 文部・厚生・農林 3 省次官通達が発せられる。 12月24日、東京、神奈川、千葉の三都県の学校で試験給食が開始される。
昭和22年	1月	全国都市の児童約300万人に対し学校給食が開始される。
昭和23年	12月	文部省体育局長通達「学校給食物資の取り扱いについて」により各都道府県教育委員会における物資受入体制を指示する。
昭和24年	7月 10月	保健体育審議会令制定、学校給食分科審議会が設置される。 ユニセフからミルクの寄贈を受けてユニセフ給食が開始される。
昭和25年	7月 8月	8 大都市の小学校児童に対し、米国寄贈の小麦粉により初めて完全給食が実施される。 財団法人日本学校給食会が設立される。 文部省通知「全国学校給食週間の開催」により、学校給食週間の期間が1月24日から30日に定められる。
昭和26年	2月	完全給食が全国市制地にも拡大し実施される。
昭和27年	4月	小麦粉に対する国庫補助が開始される。 完全給食が全国すべての小学校を対象に実施される。
昭和29年	6月	「学校給食法」が制定され公布される。同年中に学校給食の実施体制が法的に整う。
昭和30年	8月 10月	日本学校給食会法が制定され公布される。 特殊法人日本学校給食会が発足する。
昭和31年	6月	「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」が公布、施行される。
昭和32年	5月	「盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」が公布、施行される。
昭和33年	10月	文部省から「学習指導要領」が告示され、学校給食が学校行事等の領域に位置づけられる。
昭和36年		へき地学校におけるミルク給食施設設備費及び夜間定時制高等学校夜食費に対する国庫補助が開始される。
昭和37年	1月	学校給食栄養所要量の基準が改訂される。
昭和38年		脱脂粉乳に対する国庫補助が開始される。
昭和39年	8月	「学校給食用牛乳供給事業の実施について」文部・農林両事務次官から通達される。 学校給食共同調理場施設設備費補助、学校栄養職員設置費補助が開始する。
昭和43年	4月 7月	給食用小麦粉の漂白が廃止される。 小学校学習指導要領の改正に伴い、小学校の学校給食は「特別活動」の中の「学級指導」に位置づけられる。
昭和44年	4月	中学校学習指導要領の改正に伴い、中学校の学校給食は「特別活動」の中の「学級指導」に位置付けられる。
昭和45年	2月	保健体育審議会が学校給食の改善充実方策につき文部大臣に答申。 米利用実験指定校等により米利用の研究が開始。

年	月	内 容
昭和46年	4月	「所要栄養量の基準の改訂」文部省告示。 学校給食用物資の流通合理化促進費の補助金が計上される。
昭和47年		学校食堂施設設備補助が開始する。
昭和48年		日本学校給食会の学校給食研究施設（杉並区阿佐ヶ谷）を開設。
昭和49年		公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律により学校栄養職員の県費負担制度が開始する。
昭和50年		学校給食用物資安定供給対策特別事業費の補助金が計上される。
昭和51年	4月	米飯給食が開始される。
昭和53年		ドライシステム調理場が試行される。
昭和57年	7月	日本学校給食会と日本学校安全会が統合され、日本学校健康会が設立する。
昭和58年		「学校給食における学校・家庭連携推進地域事業」が18地域で実施される。 （日本学校健康会新規事業）
昭和59年	3月 9月	「新学校給食指導の手引き」が刊行される。 学校給食法制定30周年記念大会が開催される。
昭和60年	1月 12月	体育局長より「学校給食業務の運営の合理化について」が通知される。 日本体育・学校健康センター法公布。
昭和61年	1月 2月 3月 4月	保健体育審議会から「学校給食の食事内容の改善について」および「学校栄養職員の職務内容について」文部大臣に答申。 文部省告示により学校給食実施基準、夜間学校給食実施基準が一部改正され、平均所要栄養量の改訂が行われる。 日本体育・学校健康センター設立。 学校給食実施基準等の改訂に伴い、体育局長より「学校給食の食事内容について」が通知され、新しい標準食品構成表が出される。 体育局長より「学校栄養職員の職務内容について」が通知される。 臨時教育審議会から内閣総理大臣に対し、「学校給食を通じて家庭の教育力の活性化を図る」旨の内容を含む第2次答申が出される。
昭和62年		学校給食米飯導入促進事業において、米飯成型機への助成が開始される。
昭和63年	5月 7月	学校給食指導研究委員会から「中間まとめ」が提出される。 文部省の機構改革により学校健康教育課が発足する。 体育局長より「健康教育の推進と学校健康教育課の設置について」が通知される。
平成元年	4月 5月 11月	「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」が改訂され、学校給食は「特別活動」の中の「学級活動」に位置付けられる。 「学校給食用自主流通米取扱要綱の一部改正について」が体育局長より通知される。 学校給食100周年記念大会が開催される。
平成2年		「新規採用学校栄養職員研修」が開始される。
平成3年		臨時行政改革推進審議会の「国と地方の関係等に関する答申」に基づき、「高度へき地学校児童生徒パン・ミルク給食費補助」を日本体育・学校健康センター「学校給食流通近代化事業補助」の一部として整理合理化される。
平成4年	4月 7月	日本体育・学校健康センター事業として「中堅学校栄養職員研修」が開始される。 平成元年の「学習指導要領」の改訂を踏まえた新しい「学校給食指導の手引き」が刊行される。学校給食情報ネットワーク事業において、各都道府県、学校給食会と全国93ヶ所のモデル校にパーソナル・コンピューターと栄養・情報ソフトが貸与される。
平成5年		「学校給食流通近代化事業補助」の「学校給食用物資供給整備事業」のうち「小麦粉流通経費補助事業」を見直し、「学校給食用小麦粉の安定供給経費補助事業」として開始する。

年	月	内 容
平成6年		「栄養教育推進モデル事業」が開始される。 平成5年度の異例の作柄不況に伴い、4月から10月の間、学校給食用米穀に自主流通米が供給され、この間、食糧庁において特別助成措置が講じられる。 学校給食用牛乳供給事業費交付金に「学校給食用牛乳供給合理化事業」が新たに追加される。
平成7年	3月	文部省は阪神・淡路大震災に際し、兵庫県および同県下市町に対し、学校給食施設を活用した炊き出しへの協力要請を行い、66市町において約60万食の炊き出しが行われる。 学校給食用脱脂粉乳の輸入について、脱脂粉乳の輸入自由化に伴い、関税暫定措置法等関係法令が改正され、従来の輸入割当制度から関税割当制度に移行される。 学校給食における標準食品構成表が改訂される。
平成8年	7月 8月	病原性大腸菌O157による食中毒事件により、児童が死亡するなど各地で大きな被害がもたらされ、文部省においては、7月18日「学校給食における衛生管理の改善に関する調査研究協力者会議」を設置し、夏季緊急点検、抽出による食材の点検等が実施される。 学校給食における保存食の保存期間・保存方法が変更される。（-20 以下2週間以上） 「学校環境衛生の基準」の一部改正（学校給食関係）が行われる。 学校給食用米穀（政府米）の値引率に変更される。 新規校・・・60% 60%、週3回以上・・・50% 47.5%、 その他・・・45% 40% 学校給食自主流通米補助金の助成率に変更される。 政府米値引き相当額の85% 95% 学校給食用米穀取扱要綱が一部改正される。 栄養教育カリキュラムの開発に関する調査研究が開始される。
平成9年	4月 9月	「学校給食衛生管理の基準」が定められる。 衛生管理推進事業が開始する。 保健体育審議会から文部大臣に対し「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」答申。
平成10年	4月 6月 12月	中学校「心を育む学校給食週間」の実施。 平成9年度に実施した食中毒発生現地調査の結果をとりまとめた「衛生管理の改善に関する調査報告」が体育局長より通知される。 体育局長より「食に関する指導の充実について」が通知され、学校栄養職員をティーム・ティーチングや特別非常勤講師に活用する取組等の推進が図られる。 衛生管理推進指導者派遣・巡回指導事業が開始する。 中央教育審議会答申「新しい時代を拓く心を育てるために」が出される。 「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」が改訂される。
平成11年	8月 11月	「食」に関する指導全国研究会が開催される。 学校給食用食器に関する調査で、ポリカーボネート製食器のビスフェノールAの溶出検査が実施される。
平成12年	1~2月 3月 4月 12月	食に関する指導ブロック研修会が全国3箇所で開催される。 文部省、厚生省及び農林水産省において「食生活指針」等が策定され、その推進について閣議決定がなされる。 学校給食米穀値引き措置が廃止される。 学校給食用牛乳供給事業に入札制度を導入する。 食生活に関する教育実践事業が開始される。 新食糧法の告示改正が行われ、都道府県学校給食会は米の直接購入が可能となる。
平成13年	4月 9月	学校給食用牛乳供給事業（メニュー事業）が開始される。 牛海綿状脳症（BSE）の牛が発見され、学校給食にも大きな影響をもたらす。

年	月	内 容
平成14年	3月	食生活に関する指導推進のため「食生活学習教材」が作成配布される。
	9月	中央教育審議会「子どもの体力向上のための総合的な方策」の答申が出される。
	12月	独立行政法人日本スポーツ振興センター法が公布される。
平成15年	3月	学校給食衛生管理の基準が一部改訂される。
	5月	「学校給食実施基準」および「夜間学校給食実施基準」の一部がそれぞれ改正され、「義務教育諸学校及び夜間課程を置く高等学校における学校給食の児童又は生徒1人1回当たりの平均栄養所要量の基準」が改訂される。「盲学校、聾学校及び養護学校の幼児1人1回当たりの平均栄養所要量の基準」も改訂される。
	9月	中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について」の中間報告が出される。
平成16年	1月	中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について」の答申が出される。鳥インフルエンザが発生し、食の安全・安心の確保について、より関心が高まる。
	5月	学校教育法等の一部を改正する法律が公布される。
平成17年	3月	学校給食衛生管理の基準が一部改訂される。
	4月	栄養教諭制度の創設に係る学校教育法等の一部を改正する法律等が施行される。
	6月	「食育基本法」が制定される（7月15日施行）
平成18年	3月	「食育推進基本計画」が策定される。
	12月	「新教育基本法」が公布、施行される。
平成19年	4月	文部科学省から「食に関する指導の手引き」が刊行される。
	6月	「滋賀県食育推進計画」が策定される。（6月5日施行）
平成20年	1月	中央教育審議会「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」の答申が出される。 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」の答申が出される。
	3月	中国製食品の薬物混入事件が起こり、学校給食にも大きな影響をもたらす。 新しい小学校学習指導要領と中学校学習指導要領が公示され、小学校は平成23年4月1日から、中学校は平成24年4月1日から施行されることになる。
	6月	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令により、新学習指導要領に移行するための措置について公示される。 「学校保健法等の一部を改正する法律」が公布され、学校給食法も一部改正され平成21年4月1日から施行されることになる。
	7月	「学校給食衛生管理の基準」が一部改訂される。 「大量調理施設衛生管理マニュアル」が改正される。
	9月	事故米の流通により、食の安全・安心についてより関心が高まる。
	10月	「学校給食実施基準」および「夜間学校給食実施基準」の一部が改正される。 「義務教育諸学校及び夜間課程を置く高等学校における学校給食の児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準」と「特別支援学校の幼児1人1回当たりの学校給食摂取基準」も改訂される。
平成21年	3月	文部科学省から「学校における米飯給食の推進について」の通知があり、米飯給食の実施について週3回以上を目標として推進するものとされる。
	4月	学校給食法が一部改正され施行される。
	11月	学校給食120周年の年にあたり、第60回全国学校給食研究協議大会において、学校給食120周年記念表彰が行われる。
平成22年	3月	文部科学省から「食に関する指導の手引き -第一次改訂版-」が刊行される。
平成23年	3月	「第2次食育推進基本計画」が策定される。
	4月	文部科学省から東日本大震災の甚大な被害により、被災した地域の学校給食の実施を支援するため、「学校給食用食材の調達支援事業の実施について」の通知があり、全国学校給食会連合会と連携し、実施される。

年	月	内 容
	7月	福島第一原子力発電所事故により、一部の食品や水道水から放射性物質が検出され、出荷制限や摂取制限の指示が行われている地域があったことから、放射能による健康被害や風評被害の防止に関心が高まる。 文部科学省から「学校給食の食材の安全確保について」の通知がされる。
平成24年	4月	東日本大震災における原子力災害により、放射性物質が拡散し、農作物等への影響が生じており、学校給食においても、安全・安心の確保が求められる。児童生徒等のより一層の安全・安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、全県対象に「学校給食モニタリング事業」を実施される。
	1月	「学校給食実施基準」と「夜間学校給食実施基準」と「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準」の一部改正の告示がされた。（平成25年4月1日施行）

独立行政法人日本スポーツ振興センター発行「学校給食要覧」一部参照